

大府市選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項並びに第291条の6第1項及び第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第11項並びに第4条の2第15項の規定に基づき、市に対し各種の直接請求をする場合、署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりとする。

令和8年9月1日

大府市選挙管理委員会委員長 塚本 廣道

- 1 市の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を市長に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。） 1,478人
- 2 市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、その他法令又は条例に基づく市の委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関し市の監査委員に監査を請求するために必要な数 1,478人
- 3 市の議会の解散を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 24,631人
- 4 市の議会の議員の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 24,631人
- 5 市長の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 24,631人
- 6 市の副市長、選挙管理委員会の委員若しくは、監査委員の解職を市長に請求するために必要な数 24,631人
- 7 市の教育委員会の委員の解職を市長に請求するために必要な数 24,631人
- 8 合併協議会設置について市長に請求するために必要な数 1,478人
- 9 合併協議会設置協議について投票に付するよう市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 12,316人